



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	貿易の自由化と農産物
Author(s)	東, 弘
Citation	季刊農業経営研究, 7, 52-54
Issue Date	1960-10-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36308
Type	departmental bulletin paper
File Information	7_52-54.pdf



業特に農学の進歩には役立つ。ロース等は厩肥、アンモニア及び硝酸、燐酸、加里等を配合施用することが適当なことを試験して主張したので、実行的常識的であつた。英国農業は19世紀中葉まで世界の模範であつて、独逸農学者はその知識を英国にえて、それを大陸に伝えるために学問化したといえる。しかし英国農業はその後新大陸農産物輸入のために圧倒された。

本邦農学が輪作の議論を今くりかえすとすれば英独より百年遅れとなる。(昭和35年3月)

貿易の自由化 と農産物

東 弘

(1) わが国の貿易自由化機運は、昨秋のIMF総会およびガット東京総会の前後から、急激にたかまつてきた。その以前からあつた日本の対米出超に対する米大使や商務長官などの強硬申入れのあつた対ドル地域差別10品目(大豆など)の差別撤廃問題がこれに拍車をかけた。

IMFやガットの精神から見ても、資源に乏しく人口の多いわが国の今後の経済発展が、貿易の拡大を不可欠の要件としていることに疑いはないとしても、貿易の自由化が実として駆け走でやつて来た感じのするのも当然といえる。

米国は例外として、高い自由化率をほこっている西欧諸国にしても、1948年のOEEC結

成、1949年7月のOEEC理事会の西欧諸国間の自由化提案以来、まさに10年にあまる貴重な経験実績をつみ上げてきていることを忘れてはなるまい。

わが国の輸入制限は、国際収支上の理由からガット規程(12条)によつて認められている。しかし昨年末のわが外貨保有高は、13.2億円に達し、本年もまた順調な国際収支をつづけている。IMFは、1957年西独、1959年イタリアに対し、国際収支上、輸入制限の理由なしと判定し、速かに輸入制限を撤廃すべきことを要求した。次はわが国というのが内外ともに一致した観測のようである。現に先頃来日したIMFの調査団が、離日にあたり、輸入制限の緩和ないし廃止について日本政府の努力の乏しいことを不満とする発言をしたが、IMF理事会の最終結論が気になる次第である。

IMFから輸入制限の撤廃を勧告されると、ガットの加盟国には速かにその勧告に従う義務がある。もちろんガットの規程には、農水産物のような一次産品について例外規定(11条)や、廃止までの経過措置規定(ハード・コア・ウエイバーおよび25条5項のウエイバー)があつて、脆弱な農水産業を保護し、あるいは急激な国際競争にさらすことをさけ、徐々に計画的に輸入制限を撤廃できるようになっている。

わが国の自由化については、企画庁が6月に「貿易為易自由化計画大綱」を発表しているが、それによると商品別に自由化の実施期間をおいて、計画的

に輸入制限を緩和ないし廃止にもつて行こうとしている。この案の実施についてはなお検討され、作業がつづけられているもののようであるが、IMFから勧告が出て、ガットの例外規定や経過規定にどのように乗せるか、自由化計画リストの作成など大変な仕事である。

(II) この場合、1957年にIMFから国際収支上輸入制限の理由なしと勧告された西独の例が良い参考になると思う。

12回総会で、西独は次の理由によつて、輸入の自由化も、ウエイバーを要求する意志もないことを明らかにした。

(1) IMFは西独に対し為替制限を行う理由なし、と制定したが、西独のドル不足は依然つづいていること。

(2) 農産物については、(イ)マーケティング、ローはマンドトリー(拘束的)な法であるので、ガットが暫定適用を行つている現在、これに基づく輸入制限は合法的な措置であること、(ロ)農産物に干渉するガットの規定は現実に則していないこと、(ハ)多くの国においても農産物について特別の措置を行つていること。

(3) ガットのウエイバーは短期的なものであり、輸入制限は何時撤廃できるか、見通しが困難であること。

(4) 工業品について

(省略)

これに対し米・カナダをはじめ総会の大勢は

(1) マーケティング・ローに基づく輸入制限はガットに違反すること。

(2) 西独の輸入制限は、他の加

盟国の利益を害し、ガットの目的達成を阻害すること。

などを理由として、これに反論を加え、結論として、西独の主張は受け入れがたいから速かに輸入制限の撤廃を要望する。もしこれが不可能な時には、ウェイパーを求めるべきであるということになった。

13回総会で西独は5つのリストからなる自由化計画表を提出したが、600以上の制限品目を残していたので、関係国の不満が強く、関係諸国と西独との協議がつづけられ、第14回総会ではげしい討論を重ねた結果、ようやく妥結をみた。(別表参照)西独が自由化しない品目(農産物関係、主なもの)

1 マーケティング・ロー物資でないもの(72品目)

プロセスチーズ・牛乳およびクリーム(コンデス、加糖)鶏卵、馬鈴薯(種子用、スターチ用以外)ポテト粉、果実(冷凍、砂糖漬)果実缶詰(5キロ以下、ペイン、かんきつを除く)

2 マーケティング・ロー物資(109品目)

(イ) 酪農品および畜産品:牛、豚、羊肉とその加工品、牛乳、バター

(ロ) 穀物:麦類およびその粉、メイズ、米粉

(ハ) 油脂:植物油脂、鯨油、魚油、マーガリン、その他

(ニ) 砂糖:てん菜糖、甘しよ糖およびその加工品、糖蜜その他

(Ⅲ) この西独の例をみると、わが政府が食糧管理特別会計の米麦、農産物価格安定法のなたね、でん粉類、酪農振興法

による酪農品などを、わが自由化計画案の「自由化の困難なグループ」に入れているのはわかるが、雑豆はどんな根拠でこの中に入れてあるのだろうか、ちよつと理由がつかめない。

今年2月のガット貿易拡大第2委員会のコンサルテーションで各国代表が説明した農業保護の理由を見ると、米・英・仏・伊などの主張に比べ、日本の(イ)農業と工業のデイスパリティがひどいこと、(ロ)農業規模が零細であること(単位当りの耕地はフランスの $\frac{1}{10}$)、(ハ)雇傭水準は西欧諸国よりはるかに低いことなどにより妥当性がある。こんなところから計画案がかなり高姿勢で生れたものと思うが、ガット総会での承認は、いろいろ複雑デリケートな要素が入りまじるのでなかなか容易ではあるまい。

(Ⅳ) 輸入制限の例外、経過規定と平行して、国産保護の役割を果たすのは関税である。わが国の関税制度は、自由化時代にそわない点が多いので、政府は目下懸命の努力をその改訂に注いでいるが、ガット加盟国としてのわが国は、すでに多くの品目(276税目)をガットに譲許しているので、その改訂には19カ国におよぶ相手国との交渉が必要になる。たとえば、対ドル地域差別の大豆の自由化による国産大豆保護のための財源として、関税率10%を13%に上げる案が目下検討されているが、大豆はガットの譲許品目であるから、その引上げには米国をはじめ関係国との折衝がいる。大豆を引上げる代りにわが輸出品に対す

る先方の関税を上げるか、あるいは先方よりの輸入品の関税を下げなければならぬことになる。この折衝が相手国が多いので大変なことである。

(Ⅴ) わが国の農産物のような国際競争力の弱い商品の保護は、貿易自由化の時代になるとまことに困難な問題になる。前述したようにガットの例外規定や経済規定によつて必要止むをえないものについては、最長5年を限つて輸入制限を認められるとしても、いつまでも輸入制限をつづけるわけには行かない。

計画案で自由化困難なものになつていく雑豆のごときは、輸入豆と国産豆とのブール機関をつくつて解決する方法もある。もちろん、こんな一時的、便宜的な対策よりは、雑豆の生産性の向上をはかつて、国際競争力を養う本質的な対策が望ましい。しかし政府は、雑豆については、なんらの生産性向上の手を打っていない。(あのやかましい大豆、なたねにわずか2,000万円(?)が、本年度はじめて、優良品種の育成に予算化されている)私はこの半年ほど豆類振興基金(単独立法)を設けて、大豆・雑豆の輸入関税、リンクの調整金などを財源として、大規模な優良品種の育成、肥培管理の合理化、流通過程の整備、加工の高度化などを行うべきことを提唱している。この位のことをしなければ、安い輸入大豆(イリノイもの、2,760円60kg、東京現物8月17日)に大刀打ちする国産大豆(秋田、3,500円に下同)はできないな

いし、手亡がロンドンやハンブルグの市場で、アメリカのピーブーン、チリーのアローズ、ダニュービアンピーンなどとの競争はとてもできない。

しかし農業の生産性の向上は言うは易く行は難しい。それには莫大な金がいるが、手段方法がないわけでないことは上述の通りである。必要なのは蛮勇である。

農業生産のトレンド分析から拾う

高 嶋 正 彦

私は北海道農業の生産動態に興味をもつていて、自分なりに生産量指数をつくつてその実態を調べてみた。1914年～1956年の間についてみれば、北海道の農業生産は1945・1946年頃を境にして、循環の新しい過程に入つたようである。1945・1946年といえば終戦時にあたるのだが農業生産数量指数を縦軸に年次を横軸にとつて農業生産のトレンドを画いてみると、戦後のトレンドは戦前のトレンドからみてかなり右下にシフト(Shift)している。農業生産のトレンドを示す曲線は右上りの曲線である。これが右下にシフトしたということは、生産水準が低下したことを意味する。

アメリカの農業経済学会長(1960年度)でもあるミネソタ大学のコ克蘭(W.W.Cochrane)教授はウイルコックス氏(W.W.

Wilcox)との共著 Economics of American Agriculture)

「アメリカ農業の経済学」(仮訳)で、1910年以降のアメリカの農業生産の動きを紹介している。これによるとアメリカでは1936年から1944年の間に、食糧農産物総生産曲線が大きく右にドリフト(Drift)している。これはアメリカでは農業生産が、1936～1944年の時期に、循環の新しい過程に入つたことを示すであろう。コ克蘭教授は更に私が北海道の農業生産のトレンドをみたと同様の方法即ち農業生産量指数を縦軸に年次を横軸にとつて、食糧農産物総生産曲線が大きく右にドリフトする以前と以後での、アメリカの農業生産のトレンドの変化を追求しているが、これをみると、1945年以降のトレンドは1944年以前のトレンド即ちコ克蘭教授のいわゆる Prewar trend(戦前のトレンド)からかけ離れ、はつきりと、右上方にシフトしている。いうまでもなく生産のトレンドを示す曲線の右上りへのシフトは生産力水準の上昇を意味する。

アメリカと北海道では、農業生産の条件も違えばその機構も同じではない。だから、アメリカの経験がそのまま北海道農業にあてはまるとは考えない。しかし、アメリカの農業生産で1936年～1944年に起つた転換は、戦後復興しつつあるとはいいながらトレンドとしてみると戦前の水準以下に停滞している北海道の農業生産の今後の方向について考える場合の有益な資料となるように思う。

私は今年の夏まで約一年をアメリカで過した。その際にえた見聞では1936年～1944年の転換は新技術を農業経営に導入する条件がこの時期に成熟したことによつている。周知のようにアメリカでは既に1936年に到る以前に新しいアイデアは生れていた。しかし1920年代の終りから1930年代の初期にあつては、アメリカ農業は恐慌下にあつて、農民の経済力は極度に低下し、新しいアイデアを経営に採り入れる可能性をもたなかつた。新技術の導入なくして経営革新はなく、経営革新なくして生産の飛躍はない。ところが1936年～1944年になつて、アメリカ農民は新技術を導入しうるいくつかの条件に恵まれた。新経済政策・戦争需要による経済の発展とその構造変化・農産物価格の騰貴・生産補助(特に肥料)・価格支持・農業金融などの側面における農政活動の新しく而も急速な拡張及び農業生産に有利な自然条件などがこれである。

これらの条件の個々が新しい技術の導入を刺激するとともにこれを導入するのに十分な経済力を農民に与えた。就中経済の発展とその構造変化の影響が忘れられない。即ちアメリカ経済はその経済成長の過程で農業から多くの労働力を農外産業部門に移し、農家の経済規模を急激に拡大し、機械化による農業の資本集約化を促進した。農場数は急減し、経営規模は急激に拡大した。統計ではその変化が特に1940年代に顕著である。(次表参照)